行楽の留守はとなりに声かけて
春に多い犯罪や事故を防止しよう

春の行楽期、農繁期にはドロボーや暴力事件、子どもの水死、火遊び、線路の置石などの事故が多く発生します。

みんなで注意して犯罪や事故を防止しましょう。

(1)あき巣などの防止

春さきは家をあけ、外出する機会が多く、心がゆるみがちです。

▼戸締りは確実に、留守にするとき隣近所にたのんで出かける。

▼人混みの場所、バス、汽車の中ではスリに注意する。

(2)暴力、迷惑行為の防止

行楽地、花見場所には、チンピラや酔払いが横行します。

▼ゆすり、たかり、いやがらせを見たり聞いたらすぐ一一〇番。

▼小さな暴力でも被害にかかったら勇気をもって警察へ。

(3)子どもの水死事故防止

四月から六月にかけて子どもの水死事故が多くなります。

▼よちよち歩きの子どもからは絶対目をはなさない。

▼家のまわりの池や用水など危険な場所には「さく」や「フタ」をする。

▼危険な場所で遊んでいる子どもを見かけたら、他人の子どもでも一声注意してやめさせる。

(4)子どもの火いたずらの防止

春とともに毎年子どもの花火、火遊びによる火災事故が発生します。

▲マッチ、ライターなどは、子どもの手や目のとどかない場所に保管する。

▼子どもだけの花火遊びはさせない。危険な花火は買わせない。

▼平素から子どもに火のおそろしさをよく指導する。

(5)鉄道防害による事故は大惨事を招きます。

▼鉄道線路近くで遊ぶことは危険です。平素から子どもにおそろしさを指導する。

▼鉄道線路で遊んだり、いたずらしている子どもを見かけたら、他人の子どもでも一声注意してやめさせる。

よその子も　わが子も　同じ愛の手で

児童扶養手当 特別児童扶養手当 の支給

五月十二日より児童扶養手当及び特別児童扶養手当が各郵便局で支給されます。

証書と印かんを持参して受け取ってください。

証書は郵便局においてきてください。

福祉年金の支給

五月六日より各郵便局で福祉年金が支給されます。

年金証書と印かんを持参の上受け取ってください。

なお、証書は郵便局においてきてください。

五月は軽自動車税の納期です

月割対象の一部を変更

今月は、軽自動車税（年一回）の納期です。中旬頃に納税通知書をお届けいたしますのでよろしくお願いします。

法律（地方税法）の改正ならびにこれに伴う岩室村税条例の改正により、昭和五十年度分から二五〇CC以下のバイク及び三輪の軽自動車（村内に現在なし）が、月割課税の対象から除かれることになりました。

◇解　説◇

軽自動車税は、毎年四月一日の賦課期日現在の所有者（割賦販売車のように所有権が売主にある場合は使用者）に課税されることとされていますが、このたびの改正により今後は、「四輪以上の軽自動車・二五〇CC以上の二輪小型自動車及び乗用装置のある自脱型コンバイン」だけが月割課税の対象となり、「他の軽自動車や原付自転車・二五〇CC以下のバイク・トラクター・テーラー」などは、年の途中に取得してもその年は課税されず、反対に年の途中に廃車してもすでに課税が決定し、納付済みの税額には変更がないということになるわけであります。

廃車手続きを確実に

例年、軽自動車税の納税通知書が届けられますと、「廃車してある筈なのに課税されるとは……」という問合せが何件かあります。

調べてみますと、その大部分は廃車の手続きを販売業者にまかせた……手続きが遅れている……手続きはしたけれども年度がまたがってしまった……手続き完了を確認していない。という場合が多いようです。

納税義務者のみなさんには、廃車や下取り車の所有権移転手続きが確実にしかも速やかになされることを契約の際にしっかり約束していただくよう、また販売業者の方には、お客さんから手続きを委せられたならば、遅滞なく完了されるようそれぞれお願いします。

消防車、救急車の出動

（50・2・26から 50・4・29まで）

・消防車（九件）

〔村内〕
建物火災　三件　四台
山林火災　二件　二台
車輌火災　一件　一台
その他　一件　一台

〔村外〕
建物火災　二件　二台（巻町）

・救急車（二十一件）
急病　八件　八人
労務　一件　二人
交通　九件　十一人
一般　三件　三人

振替納税のおすすめ

振替納税は、あなたの税金を、あなたが指定された金融機関の預金口座から、自動的に納税できる便利な方法です。

税金ばかりでなく、国民年金保険料・保育料・水道料なども一緒に利用できます。

この方法を利用されますと、最初に届けられる「納税通知書」を見て、その年度の税額を確認すればよく、自分で税金を納めに行く手数がはぶけるし、納期をお忘れになることもありません。納期限がきて税金等の納付が終りますと、領収書が金融機関からあなたのお手元へ届けられる仕組みです。

あなたのご都合のよい金融機関へ申込まれると簡単な手続きで受付けてもらえます。役場の税務課へ申出られても結構です。

ぜひ便利な振替納税制度をご利用下さるようおすすめします。

観光いちご刈り
岩室農協で初の試み

苺の生産地として、岩室村農協では最盛期で生産者が三百五十戸もありましたが、農業の兼業化が進んで農家の生産意欲が減退の一途をたどり、また、米の生産調整が今年で最終年度ということもあってか、栽培面積の伸び悩みが目立ってまいりました。

そこで農協としては、この伸び悩みの解消策として初めての試みに、観光いちご刈りを計画しております。

来る五月十八日、二十五日の日曜日に長岡市の日立家電販売会社のご一行を招きハウスの苺刈りを行なっていただき、自然の中で楽しんでもらいます。

これからも、観光苺園と合せて栽培面積の拡大をはかって"岩室いちご"の生産に張り切っています。

行政相談委員に 佐藤九三九さん 再任される

昭和五十年四月一日付で行政管理庁長官から行政相談委員として、佐藤九三九さん（和納三区）が再任されました。

行政相談委員は、私たち住民が行政に対して苦情、意見、要望などを申し出をすると親切に公聴的に受理して納得の行くよう処理、相談してくださいます。

気軽に遠慮なく相談してください。相談内容は他に洩れることは絶対にありません。簡単なものは電話や手紙でもかまいません。相談は無料です。

（電話二一三〇〇六）

なお、佐藤さんは住民相談員でもあり、毎月十日に役場で開設される住民相談所にもおいでくださいます。

住民相談員
渡辺洞雲さん（石瀬）
佐藤九三九さん（和納三区）

たばこは村内に買いましょう。

◎ことしの保育料が決まりましたのでお知らせいたします。

昭和50年度保育料徴収金基準額表

◇常設保育園◇

(1) 徴収金基準額表

階層区分	定義			徴収金基準額（月額）3才児以上	3才児満児
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円	0円
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			0円	0円
C階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯	2,500円	3,000円
		第2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,900円	3,400円
		第3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,400円	4,000円
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	第1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	3,900円	4,900円
		第2	前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	4,500円	5,500円
		第3	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	5,000円	6,100円
		第4	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	5,800円	7,000円
		第5	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	6,900円	8,800円
		第6	前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	8,000円	11,000円
		第7	前年分の所得税課税額が150,000円以上である世帯	9,500円	13,500円

(2) 固定資産税額による階層繰上げ認定基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	繰上げ認定する階層
C_1階層に属し，前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C_2 階層
C_2階層に属し，前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C_3 階層
C_3階層に属し，前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D_1 階層
C_1階層に属し，前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D_2 階層

(3) 減額徴収基準

C_1～D_1階層に限り同一世帯に2人以上入園児童がいる場合は2人目の児童から徴収金額は半額とする

◇へき地保育園◇

徴収金基準額（月額）　入園児童1人につき	月額 2,500円